

# ○ 内部公益通報制度の流れ

町政運営上の違法行為等



職員等

① 通報  
(第9条)

通報受付者 (秘書広報課長)

② 通知  
(第11条第1項)

法令遵守委員会

③ 通報内容を調査・審査  
(第11条第2項)

④ 通報者への審査結果の通知  
(第11条第4項)

⑤ 通報どおりの事実があると認めるときは、  
是正措置等について意見を付して町長等に報告  
事実がないときもその旨報告  
(第11条第3項)

町長等

⑥ 町長等は、違法行為等を  
是正し、再発防止のため  
の必要な措置を指示  
(第12条第1項)

担当部署

⑧ 町長は、⑥の是正及び措置の概要を公表  
(第12条第2項)

公表

⑦ 不利益な取扱いからの保護  
(第10条、第12条第3項)

